

北九州市環境基本計画の改定について（報告）

北九州市環境審議会に諮問している「北九州市環境基本計画の改定」について、平成29年4月25日に開催した第50回北九州市環境審議会の審議結果を報告します。

1 北九州市環境基本計画の改定について・・・別紙1

2 北九州市環境審議会での審議内容

○ 北九州市環境基本計画（案）・・・別紙2

- ・ 前回の審議会での内容を踏まえ、北九州市環境基本計画（案）を提案。
- ・ 今回の審議会での審議の結果、パブリックコメントを実施することについて了承を得た。

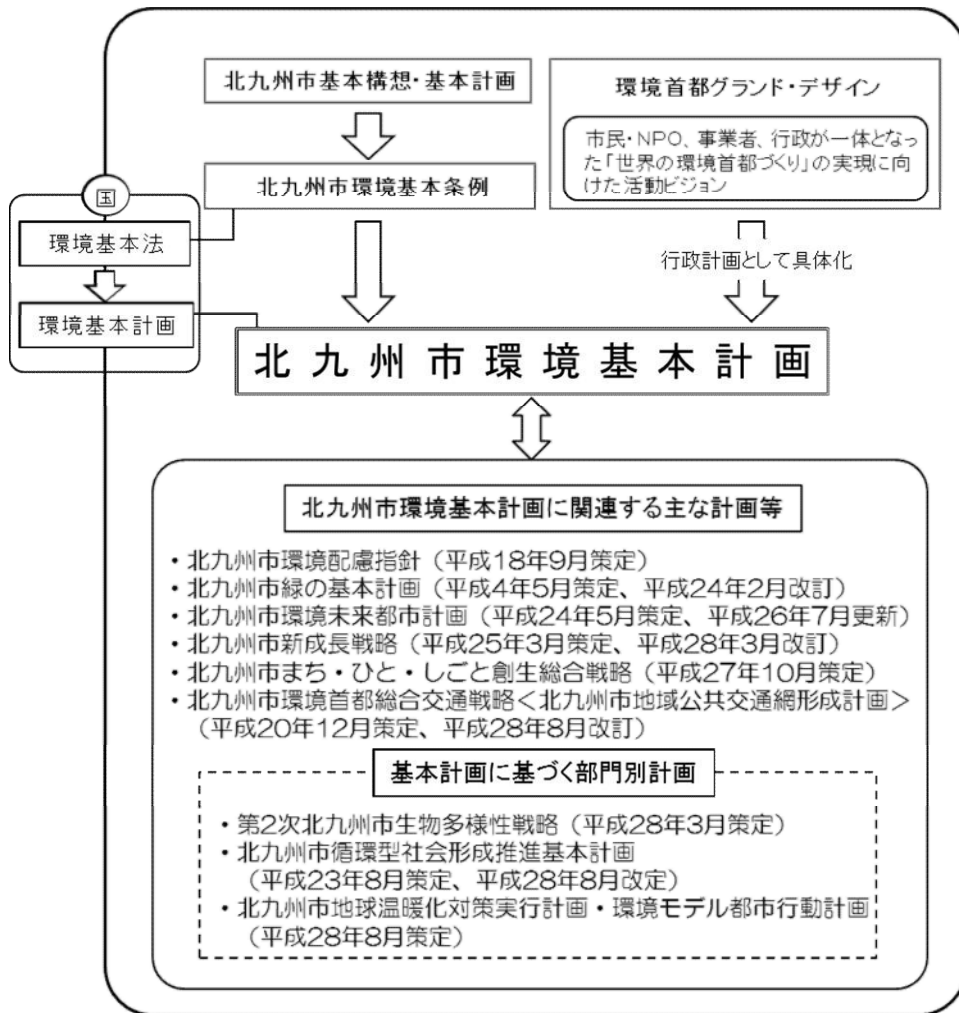
3 各委員からの主な意見（要旨）

- 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を、自治体の環境基本計画に盛り込んでいるのは、先進的である。
- 環境基本計画の示す理想はよく出来ているが、一方で基本理念である「環境で経済を拓く」などその実現に向けては多くの課題もある。
- 個別プロジェクト部分などに空欄箇所があり、検討し施策との関連付けを急ぐ必要がある。
- 環境基本計画と関連する他の計画との整合性を図ること等について、関連部局との調整を急ぐ必要がある。
- SDGsをはじめ専門用語が多く難しいため、市民に分かりやすい工夫が必要である。
- 温室効果ガスの削減を達成するために、再生可能エネルギーの導入量について具体化を早めていく必要があるのでは。

北九州市環境基本計画の改定について

1. 北九州市環境基本計画について

- ・ 北九州市環境基本条例第8条に定める計画。
- ・ 「環境首都グランド・デザイン」に掲げる基本理念を実現するための行政計画。
- ・ 北九州市基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランの分野別計画。
- ・ 北九州市環境基本条例第8条第7項に基づき策定する各部門計画の上位計画。
- ・ 計画は5年間の計画であり、現計画の期間が平成28年度末で満了するため、計画の改定に着手しているもの。（次期計画の期間は平成29年度～平成33年度の5年間）



2. 北九州市環境審議会への諮問

北九州市環境基本条例第8条第3項に「市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市環境審議会の意見を聴かなければならない。」と定められていることから、昨年8月に北九州市環境審議会に諮問し、意見を聴取している。

3. これまでの経緯

平成 28 年 8 月 9 日	第 47 回環境審議会に諮問 ・改定にあたっての基本的な考え方を提案
平成 28 年 8 月 17 日	常任委員会において第 47 回環境審議会の審議内容を報告
平成 28 年 11 月 22 日	第 48 回環境審議会 ・政策目標、基本施策、主な施策分野などについて提案
平成 28 年 12 月 8 日	常任委員会において第 48 回環境審議会の審議内容を報告
平成 29 年 2 月 15 日	第 49 回環境審議会 ・計画の方向性、計画骨子（案）について提案
平成 29 年 3 月 13 日	常任委員会において第 49 回環境審議会の審議内容を報告
平成 29 年 4 月 25 日	第 50 回環境審議会 ・計画（案）について提案
平成 29 年 5 月 9 日（本日）	常任委員会において第 50 回環境審議会の審議内容を報告

4. 計画（案）のポイント

別紙のとおり

5. 今後のスケジュール（予定）

5月～6月	パブリックコメント
6月3日	シンポジウム（主催；外務省、環境省、北九州市） （仮称）「わが国の SDGs 達成に向けた地域の取組み（副題：環境首都北九州における SDGs の実践）」
7月～8月	市民説明「地域ふれあいトーク」
8月	第 51 回環境審議会（答申案の提案）、常任委員会報告、答申
9月	計画改定

北九州市環境基本計画改定のポイント

基本的な考え方

- 現在の「北九州市環境基本計画」の基本的な考え方は変えない
- 前回改定(H24年度)後の状況変化に対応

(例1)地球温暖化対策

世界；COP21で「パリ協定」が採択(2015年11月)

国内；地球温暖化対策計画が閣議決定(2016年5月)

本市；北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画策定
(2016年8月)

(例2)持続可能な開発目標(SDGs=Sustainable Development Goals)

- ・ 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた(2030年12月31日までの達成を予定)。
- ・ 環境汚染や気候変動などの環境分野に加え、社会・経済・ジェンダーなど幅広い分野を対象に、17の目標のもとに169項目のターゲット。
 - 少なくとも12の目標が環境に関連しているといわれている
- ・ 昨年12月、国のSDGs推進本部がSDGsの実施指針を発表。

(地方自治体)

SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取組を促進する。

基本理念・3つの柱・政策目標の考え方

基本理念

「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ

3つの柱

「共に生き、共に創る」、「環境で経済を拓く」、「都市の持続可能性を高める」

政策目標

- 北九州市民環境力の持続的な発展
- 世界にひろげる低炭素社会づくりの推進
- 未来につなげる循環型社会づくりの推進
- 豊かさを支える生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保

継続

再考

政策目標について

現計画の政策目標

- A 北九州市民環境力の持続的な発展
- B 世界にひろげる低炭素社会づくりの推進
- C 未来につなげる循環型社会づくりの推進
- D 豊かさを支える生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保

発展

発展

発展

統合

発展

新計画の政策目標

- a 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
- b 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
- c 世界をリードする循環システムの構築
- d 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

導入

SDGsの実現への取組み

次期計画における現行計画の更なる強化の方向性

- 指標・目標の設定による環境首都の実現
基本理念の実現に向け、その進捗を図る三大指標を設定する。
 - ① ヒト；市民一人ひとりの環境配慮行動
 - ② 経済；環境面効率性(炭素生産性、資源生産性)
 - ③ 都市；都市の魅力・持続可能性
 合わせて、三大指標を裏付ける各種政策指標(CO2排出量・一般廃棄物の排出量など)を設定する。
- 世界の環境首都として、先駆的な概念・取組を盛り込む
 - ・ 国際的な環境ブランドの確立、超低炭素社会・脱炭素社会(社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーション)、循環システム(3Rプラス)など
- **SDGsの実現**
 - ・ 環境政策からのSDGs実現のため、**計画の副題を「環境首都・SDGs実現計画」とし、環境政策を通じて環境に係るSDGsの実現を図る。**

※ SDGs全体の達成については、環境面からのアプローチだけでは不十分であり、あくまで環境面からのSDGs達成への取り組みとなる。



本環境基本計画中の政策とSDGsターゲットの関係

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ(End poverty in all its forms everywhere)



- ・フードバンクや食品ロス削減の取組みを通じて、子どもや高齢者などの人々の栄養ニーズに対応(2-1・2-2)
- ・適応や環境配慮型農業を含む気候変動対策や、生態系の保全などを通じて、持続可能な食料生産システム・強靱な農業を実現(2-4)

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
(Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities)



- ・持続可能な開発のための教育(ESD)及び持続可能なライフスタイルを通じて、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする(4-7)

すべての人に手頃で信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
(Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all)



- ・再エネや水素のイノベーション・実証、大規模洋上風力発電所や風力発電関連産業の総合拠点構築等により、再エネの割合を大幅に拡大(7-2)
- ・地域エネルギーマネジメントやライフスタイル・ビジネススタイルの見直し、省エネ設備の導入促進などを通じて、エネルギー効率を改善(7-3)

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
(Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation)



- ・良質な住宅・建築物ストックの形成やストックマネジメント、適応策や環境防災力の強化などを通じて、持続可能かつ強靱なインフラ開発を進める(9-1)
- ・低炭素や3Rプラスなどの資源利用効率を向上させる技術開発・イノベーションの推進やインフラ改良などによって、技術能力・持続可能性を高める(9-4,9-5)

持続可能な消費と生産のパターンを確保する(Ensure sustainable consumption and production patterns)



- ・3Rプラスや資源効率性向上、技術開発・循環産業育成などを通じて、天然資源の持続可能な管理、環境への悪影響の最小化、廃棄物の発生抑制を実現(12-2,12-4,12-5)
- ・食品ロス削減やフードバンク支援などによって食品ロスを減少(12-3)
- ・エコプレミアム制度や表彰などによって持続可能な公共調達や事業者の取組みを推進(12-7,12-6)
- ・ESDの推進などを通じた人々の持続可能な開発や自然と調和したライフスタイルへの意識啓発(12-8)

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
(Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development)



- ・漂着ごみ対策や水質汚濁対策を通じて、海洋汚染防止を図る(14-1)
- ・曾根干潟などの保全や水産業の活性化・里海の保全などを通じて、海洋及び沿岸の生態系の回復を図る(14-2)

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
(Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development)



- ・環境国際協力や海外環境人材育成、アジア規模での超低炭素社会の実現、国際資源循環拠点の形成、環境産業の国際展開などを通じて、開発途上国への技術・知識の共有、能力構築支援、マルチステークホルダーによるパートナーシップを進める(17-7,17-9,17-16,17-17)

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



(Ensure healthy lives and promote well-being for all at all stage)

- ・コンパクトシティや公共交通の推進により、道路交通事故による死傷者を減少(3-6)
- ・有害物質対策や大気・水・土壌対策を通じてこれらの汚染による死亡や疾病を減少(3-9)

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
(Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all)



- ・水質汚濁防止法・土壌汚染対策法等に基づく工場・事業場に対する監視・指導やモニタリング・土壌汚染の未然防止や、化学物質管理体制の強化、浄化槽の整備などを通じて、水質を改善(6-3)
- ・水源地保全や農地保全などを通じて、水に関連する生態系を保護・回復(6-6)

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を推進する(Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all)



- ・超低炭素社会を実現する社会経済・技術のイノベーションや次世代エネルギー拠点の形成、循環産業の育成などを通じて、経済成長及び高い経済生産性を実現(8-1,8-2)
- ・高度な3Rや再生可能資源利用などの3Rプラスの推進によって資源効率を改善(8-4)
- ・自然の観光資源としての活用などを通じて持続可能な観光業を促進(8-9)

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



- ・高齢者・障害者に優しいコンパクトシティ・公共交通の推進を通じて、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供(11-2)
- ・適応策や環境防災力の強化を通じた災害による死者・被災者の削減(11-5)
- ・大気汚染防止や廃棄物管理の徹底による環境上の悪影響の低減(11-6)
- ・都市緑化の推進(11-7)

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



- ・超低炭素社会実現への取組みや適応策、環境防災力の強化を通じて気候変動災害や自然災害に対する強靱性・適応能力を強化(13-1)
- ・気候変動対策を市の様々な行政計画に盛り込む(13-2)
- ・気候変動に係る普及啓発や環境教育を通じて人的能力・制度機能改善(13-3)

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



- ・環境アセスメント、里地・里山・里海の保全、植林、希少種の保全などを通じて、生態系の保全や森林増加、生物多様性を確保(15-1,15-2,15-4,15-5)
- ・ツマアカスズメバチなどへの対策による外来種の導入防止(15-8)
- ・自然資本価値の評価などを通じて生態系価値を市の計画に組み込む(15-9)